

宮津市公報

令和2年6月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

規 則

- 21 宮津市公印規則の一部を改正する規則 1
22 助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 82 宮津市議会臨時会の招集 4
83 令和2年度宮津市子育て世帯への臨時特別給付金支給要綱 4
84 宮津市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱 6
85 宮津市特別定額給付金給付事業実施要綱 8
86 宮津市新型コロナウイルス対応資金信用保証料助成金交付要綱の一部を改正する要綱 10
87 宮津市議会定例会の招集 10
88 自治功労者等の表彰 10

公 告

- 22 公示送達 11
23 公示送達 11
24 農用地利用集積計画の縦覧 11
25 宮津市公式ホームページリニューアル業務受注候補者の公募型プロポーザルによる選定 11
26 公示送達 14
27 令和元年度情報公開制度の運用状況 14
28 令和元年度個人情報保護制度の運用状況 15
29 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 16

水 道 企 業

《告示》

- 7 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 17
8 宮津市下水道排水設備指定工事事業者の指定 17

教 育 委 員 会

《告示》

- 7 宮津市教育委員会定例会の招集 17

選 挙 管 理 委 員 会

《告示》

- 4 令和元年度選挙人名簿抄本閲覧状況 18
5 令和元年度在外選挙人名簿抄本閲覧状況 18
6 有権者総数の50分の1の数 18
7 有権者総数の3分の1の数 18
8 有権者総数の6分の1の数 19

農 業 委 員 会

《告示》

- 5 宮津市農業委員会定例総会の招集 19

規 則

宮津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 22 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第21号

宮津市公印規則の一部を改正する規則

宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「住民基本台帳カード、通知カード及び個人番号カード専用」を「住民基本台帳カード及び個人番号カード専用」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

* * *

助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 26 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第22号

助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

助産及び母子保護の実施に関する規則（昭和46年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「前年分」を「当該年度分」に、「前々年分」を「前年度分」に、「所得税課税額」を「市町村民税所得割の額」に、「8,400円」を「19,000円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

妊産婦又は母子等の属する世帯の階層区分		助産の実施	母子保護の実施
階層区分	定義	費用の額 (1分べん当たり)	費用の額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）による支援給付受給世帯	0 円	0 円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	4,500円	2,200円
D 1	A 階層、B 階層及び C 階層を除き当該年	9,000 円以下 6,600円	3,300円

D2	度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,001円から27,000円まで（助産の実施については、9,001円から19,000円まで）	9,000円	4,500円
D3		27,001円から57,000円まで		6,700円
D4		57,001円から93,000円まで		9,300円
D5		93,001円から177,300円まで		14,500円
D6		177,301円から258,100円まで		20,600円
D7		258,101円から348,100円まで		その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D8		348,101円から456,100円まで		その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D9		456,101円から583,200円まで		その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。）
D10		583,201円から704,000円まで		その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。）

D11	704,001 円から 852,000 円まで	その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が 61,200 円を超えるときは 61,200 円とする。）
D12	852,001 円から 1,044,000 円まで	その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が 71,900 円を超えるときは 71,900 円とする。）
D13	1,044,001 円から 1,225,500 円まで	その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が 83,300 円を超えるときは 83,300 円とする。）
D14	1,225,501 円から 1,426,500 円まで	その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が 95,600 円を超えるときは 95,600 円とする。）
D15	1,426,501 円以上	全額徴収

備考

- 1 この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。

この均等割及び所得割において同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 所得割の額を算定する場合には、妊産婦及び配偶者並びにその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び別表の規定は、令和元年7月1日以後の助産の実施及び母子保護の実施について適用する。

告 示

宮津市告示第82号

令和2年第3回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年5月8日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期 日 令和2年5月11日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市市税条例等の一部を改正する条例）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市介護保険条例の一部を改正する条例）
- (4) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- (5) 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度宮津市一般会計補正予算（第8号））
- (6) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市市税条例の一部を改正する条例）
- (7) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- (8) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- (9) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市介護保険条例の一部を改正する条例）
- (10) 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度宮津市一般会計補正予算（第1号））
- (11) 令和2年度宮津市一般会計補正予算（第2号）

* * *

宮津市告示第83号

令和2年度宮津市子育て世帯への臨時特別給付金支給要綱を次のように定める。

令和2年5月8日

宮津市長 城崎雅文

令和2年度宮津市子育て世帯への臨時特別給付金支給要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」（令和2年5月1日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の支給を受ける者であって、当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）が15歳に達する

日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者については、令和2年2月29日。以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 令和2年4月分の児童手当の支給を受ける者（法第17条第1項に規定する公務員であって、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する法第7条第1項の認定をした者その他これらの者に準ずる者（以下「公務員等」という。）を含む）。ただし、法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。

イ 令和2年3月分の児童手当の支給を受ける者（公務員等を含む。）であって、当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者。ただし、法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者を支給対象者とする。

(1) 前項又はこの項に規定する支給対象者が死亡した場合（当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。） 当該者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の児童手当に係る児童（以下「対象児童」という。）の児童手当の支給を受ける者その他これに準ずる者として適当と認められる者

(2) 対象児童が法第3条第3項に規定する施設入所児童であることを把握した場合（当該施設入所児童に係る給付金が支給されていない場合に限る。） 当該施設の設置者等

(3) 前項第2号ア又はイに規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が本市に避難している場合（その当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。）において、本市に対して当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、本市による当該認定の請求に関する通知がその当該者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合（その当該者に対して給付金を支給する市町村が本市であるときは、当該認定の請求を受けた場合） 当該配偶者（給付金の額）

第3条 給付金の額は、対象児童1人につき1万円とする。

（支給申請）

第4条 公務員等の支給対象者で、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本市が給付金の支給の申請の受付を開始した日から起算して6箇月以内に、子育て世帯への臨時特別給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

2 市長は、公務員等を除く支給対象者に対して、給付金の支給を決定し通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、市長に対して、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第6条 公務員等の支給対象者から第4条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が

行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他の不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(平成27年度宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱の廃止)

2 平成27年度宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱(平成27年告示第117号)は、廃止する。

* * *

宮津市告示第84号

宮津市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年5月8日

宮津市長 城崎雅文

宮津市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市日常生活用具給付事業実施要綱(平成4年告示第61号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

徴収基準額表(利用者負担額)

利用世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A	生活保護法による被保護世帯又は支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230
D1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	3,000円以下	290
D2		3,001円以上5,800円以下	350
D3		5,801円以上8,700円以下	380
D4		8,701円以上13,000円以下	430
D5		13,001円以上17,400円以下	470
D6		17,401円以上22,400円以下	550
D7		22,401円以上28,200円以下	630
D8		28,201円以上58,400円以下	810
D9		58,401円以上75,000円以下	940
D10		75,001円以上96,600円以下	1,160
D11		96,601円以上121,800円以下	1,380
D12		121,801円以上175,500円以下	1,790
D13		175,501円以上221,100円以下	2,200
D14		221,101円以上380,800円以下	2,620
D15		380,801円以上549,000円以下	4,040
D16		549,001円以上579,000円以下	4,250

D17	579,001円以上700,900円以下	51,450	5,150
D18	700,901円以上849,000円以下	61,250	6,130
D19	849,001円以上1,041,000円以下	71,900	7,190
D20	1,041,001円以上	全額	左の徴収基準月額の10分の1を乗じて得た額(その額が8,560円に満たない場合は8,560円)

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の小児慢性特定疾病児童が、同時に徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な小児慢性特定疾病児童以外の小児慢性特定疾病児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 小児慢性特定疾病児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、当該児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、小児慢性特定疾病児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者に現に当該児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税等により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義等

ア 「小児慢性特定疾病児童の属する世帯」とは、小児慢性特定疾病児童と生計を一にする世帯をいい、当該児童と扶養義務者が世帯を一にしていなくても適当と認められる場合を含むものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に規定する扶養義務者(就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)をいう。ただし、小児慢性特定疾病児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に当該児童に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

(ア) 所得税法(昭和40年法律第33号)

(イ) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

(ウ) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定

(エ) 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された地方税法(昭和25年法律第226号)により賦課される市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)である。

平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(以下「本通知」という。)の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている児童等が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯について

は、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、市長の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることができる。

指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率(6%)により算出された額を用いることとする。

生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税(地方税法292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。)又は免除(同法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用期間は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表の徴収基準月額欄中「全額」とあるのは、当該小児慢性特定疾病児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第2の規定は、令和2年4月1日以後の日常生活用具の給付について適用する。

— * * * —

宮津市告示第85号

宮津市特別定額給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和2年5月8日

宮津市長 城崎雅文

宮津市特別定額給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業について必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 特別定額給付金の給付対象者(以下「給付対象者」という。)は、令和2年4月27日(以下「基準日」という。)において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者(同法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておら

ず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるものを含む。)とする。

(給付額)

第3条 給付額は、給付対象者1人につき10万円とする。

(申請及び受給権者)

第4条 特別定額給付金の申請及び受給権者(以下「申請・受給権者」という。)は、その者の属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、特別定額給付金の申請・受給権者とする。

(1) 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者及びその同伴者であって、基準日において本市の住民基本台帳に記録されていない者で、次に掲げる要件のいずれかを満たしていると市長に申し出、市長が当該要件を満たしていると認める者

ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体を含む。)が発行した確認書及び親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

ウ 基準日の翌日以後に本市の住民基本台帳に記録され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

(2) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第1項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所若しくは入居(以下「入所等」という。)の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)又は高齢者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第1項に規定する高齢者をいう。)のうち、養護者(同条第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)であって、基準日において本市の住民基本台帳に記録されていない者で、市内の施設等に入所等の措置が採られているものとして市長が適当と認める者

(3) その他市長が特に適当と認める者

(給付申請)

第5条 特別定額給付金の給付を希望する申請・受給権者(以下「給付希望者」という。)は、特別定額給付金申請書又はオンラインによる特別定額給付金の申請に係るデータ(以下「申請書等」という。)を令和2年8月11日までに、市長に提出しなければならない。

(代理人による給付申請)

第6条 次に掲げる者は、給付希望者の代理人として前条に規定する申請を行うことができる。

(1) 基準日における申請・受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)

(3) 親族その他の平素から給付希望者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

(4) 給付希望者本人による給付申請等が困難で、かつ、代理が当該給付希望者のためであると市長が認める者

2 市長は、前項の代理人が同項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号から第4号までの者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認する。

(給付決定)

第7条 市長は、申請書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、当該給付希望者に対し給付を決定し、特別定額給付金を給付する。

(特別定額給付金の給付等に関する周知等)

第8条 市長は、この要綱の事業の実施に当たり、給付対象者の要件、給付申請の方法、給付申請受付開始日等の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請・受給権者から第5条に規定する申請期限までに当該申請が行われなかった場合は、申請・受給権者が特別定額給付金の給付を辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による給付決定を行った後、申請書等の不備等により、本市が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、給付希望者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、特別定額給付金申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

* * *

宮津市告示第86号

宮津市新型コロナウイルス対応資金信用保証料助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年5月13日

宮津市長 城崎雅文

宮津市新型コロナウイルス対応資金信用保証料助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市新型コロナウイルス対応資金信用保証料助成金交付要綱（令和2年告示第79号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症対応資金	令和2年5月1日から同年10月31日の間
------------------	----------------------

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第87号

令和2年第4回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月18日

宮津市長 城崎雅文

1 期 日 令和2年5月25日

2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第88号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功労者及び篤志家として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

令和2年6月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

自治功労者	功 績
堀口 善一	選挙管理委員
山本 明義	自治会長
上山 正行	消防団幹部
古橋 正司	消防団幹部
篤志家	
四方 祥樹	金員の寄附

公 告

宮津市公告第22号
公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
令和2年5月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

———— * * * ————

宮津市公告第23号
公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
令和2年5月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

———— * * * ————

宮津市公告第24号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和2年度農用地利用集積計画（令和2年5月15日付け宮農委第10号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和2年5月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 令和2年5月25日
至 令和2年6月8日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

———— * * * ————

宮津市公告第25号

宮津市公式ホームページリニューアル業務の受注候補者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

令和2年5月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

1. 業務概要
 - (1) 名称
宮津市公式ホームページリニューアル業務（以下「本業務」という。）

- (2) 業務内容
宮津市公式ホームページリニューアル業務委託仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
2. 価格
 - (1) 見積上限額
金9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。以下「消費税等」という。）
※上記価格を超える提案は、審査の対象から除外する。
3. 参加資格要件
本公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - (1) 過去に、市、国、都道府県等において、ホームページの構築業務を履行した実績があること。
 - (2) 宮津市工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて本業務の契約をしようとする者でないこと。
4. 参加申込の手続等
参加事業者は、下記のとおり参加申込みを行うものとする。
 - (1) 本要項、仕様書及び提出書類の様式等の取得方法
ア 取得方法
本市ホームページ（<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/info/detail.jsp?id=4568>）からダウンロードすること。
 - (2) 提出書類
ア 参加申込書（様式1）
イ 参加資格に関する申立書（様式2）
ウ 受注実績調書（様式3）
エ 会社概要書（様式4）
 - (3) 申込期間
令和2年5月25日（月）から同年6月26日（金）まで
なお、参加申込後に辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を提出すること。
 - (4) 提出方法及び提出先
企画課へ事前に電話連絡の上、参加申込書等を持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は令和2年6月26日（金）の消印まで有効。
5. 本公募型プロポーザルに関する質疑受付及び回答
 - (1) 質疑受付期間
令和2年5月25日（月）から同年6月5日（金）まで（最終日は午後5時まで）
 - (2) 質疑書の提出方法及び提出先
質疑書（様式5）により企画課へ持参、郵送又は電子メール（info@city.miyazu.kyoto.jp）により提出すること。
 - (3) 質疑書に対する回答
質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害するおそれがあるものを除き、参加申込書を提出したものの全員に対して、令和2年6月19日（金）までに随時、電子メールにて回答する。
6. 提案書等の提出
参加事業者は、下記事項に従い提案書を作成し、提出すること。
 - (1) 提出資料
ア 企画提案書（任意様式）
イ CMS機能要件一覧表（別紙1）
ウ 企画提案書の電子データ

- エ 費用見積書（構築費用）（様式6）
- オ 費用見積明細書（構築費用）（様式6別紙）
- カ 費用見積書（保守費用）（様式7）
- キ 費用見積明細書（保守費用）（様式7別紙）
- ク ホームページの拡張性に係る提案書（任意様式）
- ケ ホームページの拡張性に係る提案書の電子データ
- コ 拡張性費用見積書（構築費用）（様式8）
- サ 拡張性費用見積明細書（構築費用）（様式8別紙）
- シ 拡張性費用見積書（保守費用）（様式9）
- ス 拡張性費用見積明細書（保守費用）（様式9別紙）

(2) 企画提案事項

本業務において求める提案書は、企画提案書作成要領（別紙2）に基づき作成するものとする。

(3) 提出部数

「宮津市公式ホームページリニューアル業務委託プロポーザル実施要領」の「2-5 企画提案書などの提出」のとおり

(4) 提出期間

令和2年5月25日（月）から 同年6月26日（金）まで

なお、企画提案書等を提出した後で辞退する場合についても、辞退届（任意の様式）を提出すること。

(5) 提出方法及び提出先

企画課へ郵送又は持参するものとし、電子メールでの受付は不可とする。郵送の場合は令和2年6月26日（金）の消印まで有効。

7. 書面審査の実施

6の(1)において提出された資料のうち、ア企画提案書、イCMS機能要件一覧表及びホームページの拡張性に係る提案書により書面審査を実施し、上位6者を選定する。

8. プレゼンテーション審査の実施

7書面審査により選定した上位6者によるプレゼンテーション審査を実施する。

9. 最終審査の実施

7書面審査及び8プレゼンテーション審査の合計を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する。

10. 契約手続

(1) 契約の締結

優先交渉権者と別途協議する。仕様書及び契約条件の詳細についても、優先交渉権者と別途協議の上、決定する。

(2) 支払条件

完了払

(3) 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、宮津市財務規則（昭和40年 規則第13号）第123条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

11. 失格条項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

(1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合

(2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合

(5) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

(6) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

12. 留意事項

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 提出以降における企画提案書等の追加、差替え及び再提出は認めない。

(3) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成するこ

とがある。

- (4) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）及び宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

13. 資料

- (1) 宮津市公式ホームページリニューアル業務実施要領
※下記(2)～(18)の書類については、宮津市ホームページにて確認のこと。
- (2) 宮津市公式ホームページリニューアル業務委託仕様書
- (3) 【様式1】参加申込書
- (4) 【様式2】参加資格に関する申立書
- (5) 【様式3】受注実績調書
- (6) 【様式4】会社概要書
- (7) 【様式5】質疑書
- (8) 【様式6】費用見積書（構築費用）
- (9) 【様式6別紙】費用見積明細書（構築費用）
- (10) 【様式7】費用見積書（保守費用）
- (11) 【様式7別紙】費用見積明細書（保守費用）
- (12) 【様式8】拡張性費用見積書（構築費用）
- (13) 【様式8別紙】拡張性費用見積明細書（構築費用）
- (14) 【様式9】拡張性費用見積書（保守費用）
- (15) 【様式9別紙】拡張性費用見積明細書（保守費用）
- (16) 【別紙1】CMS機能要件一覧表
- (17) 【別紙2】企画提案書作成要領
- (18) 【別紙3】審査実施要領

14. プロポーザルに関する問い合わせ先
宮津市企画財政部企画課魅力発信係
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話：0772-45-1609
FAX：0772-25-1691
E-mail: info@city.miyazu.kyoto.jp

* * *

宮津市公告第26号 公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
令和2年5月26日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第27号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第21条の規定により、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和2年5月29日

宮津市長 城崎雅文

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						計	取下げ
		開 示		不開示	存否応 答拒否	不存在 等			
		全部開示	部分開示						
市 長	118	115	82	33	0	0	3	118	0
教育委員会	2	2	2	0	0	0	0	2	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	120	117	84	33	0	0	3	120	0

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第28号

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第31条の規定により、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和2年5月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						計	取下げ
		開 示		不開示	存否応 答拒否	不存在 等			
		全部開示	部分開示						
市 長	26	25	3	22	0	0	1	26	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0

農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	26	25	3	22	0	0	1	26	0

注 「請求件数」とは、宮津市個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第29号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年5月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧請求機関の名称又は閲覧者	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
京都府知事 (京都府政策企画部企画統計課)	「2019年全国家計構造調査」の調査対象者を抽出する。	令和元年8月26日	市内8地区の男女 242人
防衛省 自衛隊京都地方協力本部長	自衛官等の募集のため適齢者情報の収集を行う。	令和2年1月16日	平成14年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた男女137人

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧請求機関の名称及び代表者氏名 (閲覧委託者又は機関名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵	「6月全国個人視聴率調査」の調査対象者を抽出する。	平成31年4月24日	平成24年12月31日以前に生まれた字小田宿野、字鏡ヶ浦、字島陰、字矢原地区の男女計12人
日本情報通信株式会社 代表取締役 上田 三佳 (京都府政策企画部計画推進課)	「平成31年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	令和元年5月29日	市内全域の満20歳以上の男女計103人
一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生 (内閣府大臣官房政府広報室)	「国民生活に関する世論調査」の調査対象者を抽出する。	令和元年6月3日	平成13年5月31日以前に生まれた字喜多地区の男女計29人

株式会社インテージリサーチ 代表取締役社長 井上孝志 (内閣府政策統括官)	「令和元年度市民の社会貢献に関する実態調査」の調査対象者を抽出する。	令和元年11月7日	平成11年1月1日以前に生まれた字小田宿野地区の男女計8人
---	------------------------------------	-----------	-------------------------------

水 道 企 業

《告 示》

宮津市上下水道告示第7号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和2年6月1日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第S20142号

- (1) 名 称 奥野電気
- (2) 所在地 与謝郡与謝野町字男山45番地4
- (3) 代表者 奥 野 浩
- (4) 令和2年6月1日から令和6年12月31日まで

* * *

宮津市上下水道告示第8号

宮津市下水道排水設備指定工事事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和2年6月1日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第140号

- (1) 名 称 奥野電気
- (2) 所在地 与謝郡与謝野町字男山45番地4
- (3) 代表者 奥 野 浩
- (4) 令和2年6月1日から令和6年12月31日まで

教 育 委 員 会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第7号

令和2年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月21日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和2年5月26日（火）午前9時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選 挙 管 理 委 員 会

《 告 示 》

宮津市選挙管理委員会告示第4号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月25日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

令和元年度選挙人名簿閲覧状況

閲覧年月日	閲覧申出者氏名	法人の閲覧申出者の主たる事務所の所在地	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和元年 6月4日	日本共産党与謝地区委員会 野村生八	-	選挙運動	全有権者
令和元年 10月9日	一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	東京都中央区銀座5丁目15番8号	学術研究	大久保、宮本、柳縄手、万町、鶴賀
令和2年 3月9日	佐々木一代	-	〃	20歳代及び30歳代の有権者

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第5号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間における在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月25日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

公職選挙法第30条の12において準用する第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第6号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年6月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

309人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第7号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、

選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年6月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

5, 1 3 9 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第8号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和2年6月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

2, 5 7 0 人

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和2年5月8日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

1 日 時 令和2年5月15日(金) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第17号 非農地証明交付申請の承認について

議案第18号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について